

島根原子力発電所 許認可申請案件（2021年度～2022年度）

	号機	件名	申請(補正)概要	申請(補正)時期	備考
設置変更許可	2	特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備(3系統目)の設置	設置許可基準規則42条要求設備として特定重大事故等対処施設を、設置許可基準規則第57条第2項要求設備として所内常設直流電源設備(3系統目)を設置する。	—	2022年2月28日 補正
	3	「震源を特定せず策定する地震動」に係る新規制基準改正への対応	2021年4月21日、設置許可基準規則の解釈等の一部が改正されたことに伴い、「震源を特定せず策定する地震動」において新たに策定された「標準応答スペクトル」を考慮した地震動の評価を行う。	2021年12月22日に補正	2号機については、基準地震動の変更が不要であることを説明する文書を2021年9月21日に提出済み
	3	新規制基準適合性確認	3号機の運転開始のため、規制基準・技術基準への適合性を示す。	準備が整い次第、補正	
	3	特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備(3系統目)の設置	設置許可基準規則42条要求設備として特定重大事故等対処施設を、設置許可基準規則第57条第2項要求設備として所内常設直流電源設備(3系統目)を設置する。	3号機の新規制基準適合性確認に係る変更許可後に申請	
設工認	2	新規制基準適合性確認	2号機の再稼働のため、規制基準・技術基準への適合性を示す。	第3回補正: 2022年3月以降予定 (分割を検討中)	第1回補正:2021年10月1日 第2回補正:2021年12月22日
	2	固体廃棄物処理系 固化材の変更	固体廃棄物処理系で使用する固化材を、現在使用しているプラスチックからセメントに変更する。	準備が整い次第、申請	
	2	特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備(3系統目)の設置	設置許可基準規則42条要求設備として特定重大事故等対処施設を、設置許可基準規則第57条第2項要求設備として所内常設直流電源設備(3系統目)を設置する。	2号機の特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備(3系統目)の設置に係る変更許可後に申請	
保安規定	2	新規制基準適合性確認	2号機の再稼働のため、規制基準・技術基準への適合性を示す。	2号機の新規制基準適合性確認に係る設工認補正後に補正	
	2	高経年化技術評価	高経年化技術評価の実施に伴い、長期施設管理方針を策定する。	2022年度上期に補正	
	2	管理区域図変更	2号機原子炉棟大物機器搬入口の耐震対策工事竣工に伴い、管理区域図を変更する。	2022年度上期に申請	
	1,2,3	組織改正	原子力安全文化醸成に係る推進体制の見直しに伴い、組織改正を行う。	新規制基準適合性確認にて補正	
	1,2,3	放射性液体廃棄物放出管理目標値変更	1号機取水槽流路縮小工設置に伴い、放射性液体廃棄物放出管理目標値を変更する。	—	2021年10月1日 申請
	1	廃止措置第2段階実施	廃止措置第2段階(原子炉本体周辺設備等解体撤去)実施に伴い、内容の一部を変更する。	準備が整い次第、申請	
	1,2,3	クリアランス測定評価	廃棄物の放射能濃度の測定および評価方法を定める条文を追加する。	クリアランス測定・評価方法認可後に申請	
ラクンスア	1,2	クリアランス測定・評価方法の認可申請	運転中に発生した低圧タービン系資材に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価方法について申請する。	—	2020年4月7日 申請
廃止措置	1	2号機設置変更許可事項の反映	2号機適合性確認設置変更許可事項を反映する。	—	2021年10月1日 申請
	1	廃止措置第2段階計画	廃止措置第2段階(原子炉本体周辺設備等解体撤去期間)の計画を追加する。	準備が整い次第、申請	